

区役所の電話対応分析等業務委託

提案競技募集要項

【資料】

- 資料 1 提案仕様書
- 資料 2 評価項目表
- 資料 3 提案書作成要領
- 資料 4 契約書（案）

【様式】

- 様式 1 提案競技参加申込書
- 様式 1-2 委任状
- 様式 1-3 誓約書
- 様式 1-4 役員名簿
- 様式 1-5 個人用財務諸表
- 様式 1-6 地場中小企業に関する申立書
- 様式 2 提案競技参加辞退届
- 様式 3 提案競技質問書
- 様式 4 配置計画
- 様式 5 見積書

この提案競技募集要項は、区役所の電話対応分析等業務委託の最優秀提案者を選定するための提案競技について、留意すべき事項を定めたものである。

提案をしようとする者（以下「提案者」という。）は、以下の事項を十分理解し、提案を行うこと。

1. 公示開始日

令和6年4月8日（月）

2. 提案競技に付する事項

- (1) 名 称 区役所の電話対応分析等業務委託
- (2) 履行期間 契約締結日から令和7年3月31日まで
- (3) 履行場所 福岡市総務企画局DX戦略部サービスデザイン課 他

3. 契約上限金額

22,669,900円（消費税及び地方消費税を含む。）

提案価格が契約上限金額を超える場合は失格となる。

4. 募集内容、仕様、その他の詳細

資料1「提案仕様書」による。

5. 応募資格

次のすべてを満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4に該当する者でないこと。
- (2) この提案募集の公示日から最優秀提案者決定の日（最優秀提案者がなかったときは、この提案競技の終了を宣言した日）までの間に、本市から福岡市競争入札参加停止等措置要領（以下「措置要領」という。）に基づく競争入札参加停止の措置又は排除措置を受けている期間がある者でないこと。
※措置要領が掲示されているホームページアドレス
<http://keiyaku.city.fukuoka.lg.jp/law/index.html>
- (3) この提案募集の公示日から最優秀提案者決定の日（最優秀提案者がなかったときは、この提案競技の終了を宣言した日）までの間に、措置要領別表第1、第2及び第3の各号に規定する措置要件に該当しない者であること。
- (4) 市町村税を滞納していない者であること。
- (5) 消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (6) 会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）、民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）、破産法に基づく破産手続開始の申立てがなされている者又は会社法に基づく特別清算開始の申立てがなされている者、手形交換所による取引停止処分を受けている者その他の経営状態が著しく不健全

であると認められる者でないこと。

- (7) 福岡市暴力団排除条例に定める暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (8) 情報セキュリティに係る以下のいずれかの条件を満たすこと。
- ・情報セキュリティ実施基準である「JIS Q 27001」、「ISO/IEC27001」又は「ISMS」の認証を有していること。
 - ・財団法人日本情報処理開発協会のプライバシーマーク制度の認定を受けているか、又は同等の個人情報保護のマネジメントシステムを確立していること。
 - ・個人情報扱うシステムのセキュリティ体制が適切であることを第三者機関に認定された事業者であること。
- (9) 共同提案の場合は、各共同提案者が(1)～(8)を全て満たし、本提案への単独又は他提案者との共同提案を行っていないこと。

※なお、最優秀提案者に選定された場合であっても契約締結までの間に、措置要領別表第1、第2及び第3の各号に規定する措置要件に該当した場合又は本市に提出した書類又は電子ファイルに虚偽の記載をし、若しくは重要な事実について記載をしなかったことが判明した場合は、契約の相手方としないことがある。

6. 全体スケジュール

募集開始	令和6年4月8日(月)
質問書 提出期限	令和6年4月16日(火) 10時
質問回答	令和6年4月19日(金) 10時目途
参加申込書 提出期限	令和6年4月26日(金) 10時
提案書 提出期限	令和6年5月8日(水) 10時
参加辞退届 提出期限	
プレゼンテーション	令和6年5月13日(月)
最優秀提案者決定	令和6年5月14日(火)以降

7. 提案手続

- (1) 提案競技参加申込書の提出について(様式1「提案競技参加申込書」)

(ア) 期限

令和6年4月26日(金) 10時必着

(イ) 提出方法

持参、郵送または電子メール。郵送の場合は特定記録又は簡易書留とすること。

(ウ) 提出場所

「14. 提出先及び連絡先」に示す住所または電子メールアドレス。

電子メールの場合、標題は「【区役所の電話対応分析等業務委託】提案競技への参加申込(提案者名)」とすること。なお、念のため「14. 提出先及び連絡先」に示

す電話番号に連絡すること。

(エ) 提出書類

- ① 提案競技参加申込書（様式 1）
- ② 会社概要（パンフレットなど）
- ③ 以下、ア～コの書類一式。ただし、ア～ウについては、提出日前 3 か月以内に発行された原本を提出すること。なお、「令和 4・5・6 年度福岡市・水道局・交通局競争入札有資格者名簿」に登載されている者であり、当該登載の有効期間内にこの提案募集の公示日が含まれている者にあつては、ア～クの提出を免除する。

ア 登記事項証明書（法人の場合）

注 1) 法務局発行の現在事項全部証明書を提出すること（履歴事項全部証明書でも可）。

注 2) 外国企業で日本国内に法人登記を有していない者は提出不要。

イ 身分証明書及び登記されていないことの証明書（個人の場合）

注 1) 本籍地の市区町村発行の身分証明書（市区町村によっては「身元証明書」という名称で取り扱っているところもある。）を提出すること。なお、身分証明書とは、後見登記、破産等の通知を受けていないことを証明するものである。

注 2) 法務局又は地方法務局発行の登記されていないことの証明書を提出すること。なお、登記されていないことの証明書とは、成年被後見人、被保佐人等の登記がされていないことを証明するものである。

注 3) 身分証明書と登記されていないことの証明書は、両方提出が必要である。

ウ 市町村税を滞納していないことの証明書

注 1) 福岡市内に本店又は支店・営業所等を有する者については、福岡市発行の納税証明のうち「市税に係る徴収金（本税及び延滞金等）に滞納がないことの証明」がなされているものを提出すること。

注 2) 上記以外の者については、所在地市区町村発行の証明書で、直近 2 年分の市町村税の滞納がないことが確認できるものを提出すること。

注 3) 外国企業で日本国内に支店等がない者は提出不要。

エ 消費税及び地方消費税納税証明書

注 1) 本店所在地の所轄の税務署発行の証明書を提出すること。

注 2) 証明書の種類は「納税証明書（その 3）」を選択すること（「その 3 の 2」「その 3 の 3」でも可）。

注 3) 外国企業で日本国内に支店等がない者は提出不要。

オ 委任状（様式 1-2 号）

注 1) この提案競技の案件に係る本市との取引を代理人（支店長、営業所長等）に行わせる場合は、様式 1-2 号により委任状を作成して提出

すること。

カ 誓約書（様式 1-3 号）

注 1) 様式 1-3 号に、本店の所在地、商号又は名称、代表者の役職名、氏名を記入し、印鑑は実印を使用すること。

キ 役員名簿（様式 1-4 号）

注 1) 様式 1-4 号に、代表者及び役員（オの委任状を提出する場合は代理人（支店長、営業所長等）を含む。）の、氏名、フリガナ、生年月日、性別を記入すること。

注 2) この情報は、福岡市の事務事業から暴力団を排除するために、福岡県警察本部へ照会することに使用する。

注 3) 役員とは、株式会社、有限会社の取締役、合名会社の社員、合資会社の無限責任社員、公益法人、協同組合、協業組合の理事をいう（監査役、監事、事務局長は含まない。）。

ク 直近の決算 2 年分の財務諸表の写し

注 1) 法人の場合は、直近決算 2 年分の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書の写しを提出すること。

注 2) 個人の場合は、様式第 1-5 号をもとに作成のうえ提出すること。

※共同提案の場合は、様式 1「提案競技参加申込書」に共同提案代表者名を記載するとともに、参加する共同企業体名等を全て記載すること。また上記提出書類を共同提案する企業も含めて全て提出するとともに、協定書も提出すること。

ケ 地場中小企業に関する申立書（様式第 1-6 号）

注 1) 福岡市に主たる事務所を有しており、かつ中小企業（※ 1）（みなし大企業（※ 2）を除く）である場合に提出すること。

※ 1 中小企業とは、中小企業基本法に定める「中小企業者」の定義による（個人は除く）。

※ 2 みなし大企業とは次の（i）～（v）に該当する者をいう。

（i）発行済み株式の総数又は出資価格の総額の 2 分の 1 以上を同一の大企業が所有している中小企業

（ii）発行済株式の総数又は出資価格の総額の 3 分の 2 以上を大企業が所有している中小企業

（iii）大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の 2 分の 1 以上を占めている中小企業

（iv）発行済株式の総数又は出資価格の総額を（i）～（iii）に該当する中小企業が所有している中小企業

（v）（i）～（iii）に該当する中小企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の全てを占めている中小企業

コ 上記「5. 応募資格 (8)」に該当することが分かる資料（写し等でも可）

(2) 提案書の提出について

(ア) 期限

令和 6 年 5 月 8 日（水）10 時必着

(イ) 提出方法

持参又は郵送。郵送の場合は特定記録又は簡易書留とすること。

(ウ) 提出場所

「14. 提出先及び連絡先」に示す住所

(エ) 提出書類

提案書

※ 資料 1「提案仕様書」及び資料 3「提案書作成要領」を参照のこと。

8. 提案競技に関する質問

(1) 質問の受付期限

令和 6 年 4 月 16 日（火）10 時まで

(2) 質問書の提出について

様式 3「質問書」により、「14. 提出先及び連絡先」に示す電子メールでのみ受け付ける。なお、様式 3「質問書」を提出した際は、念のため「14. 提出先及び連絡先」に示す電話番号に連絡すること。

メールの表題は、「【区役所の電話対応分析等業務委託】企画提案に関する質問（事業者名）」とすること。

(3) 質問についての回答

回答は、受付後原則 3 営業日以内に提案競技参加希望者全員（担当者）へ電子メールにより送付する。

※提案競技参加申込以前の質問及び回答内容については、提案競技参加申込書受領後に担当者へ電子メールにより送付する。

※令和 6 年 4 月 15 日以降の受付分については、令和 6 年 4 月 19 日（金）10 時を目途に回答予定。

9. 提案書プレゼンテーション

最優秀提案者を選定するために設置する評価委員会（以下「委員会」という。）の委員に対して、提出済の提案書をもとに説明すること。

(1) 日時

令和 6 年 5 月 13 日（月）を予定

(2) プレゼンテーションの時間

30 分程度（提案書説明 15 分、質疑応答 15 分程度を予定）

(3) 場所

福岡市役所付近またはオンライン

(4) その他

提案書プレゼンテーションは、原則として様式 4「配置計画」に記載した業務遂行責任者が行うこと。プレゼンテーションの出席者は 1 提案書につき 3 名までとする。また、提案書プレゼンテーション時にプロジェクターを使用する場合は、提出した提案書に準じた内容とすること。

対面でのプレゼンテーションを予定しているが、新型コロナウイルス感染状況その他の事情により、対面での実施が困難な場合はオンラインで実施する。

プレゼンテーション実施の詳細は、令和 6 年 5 月 10 日（金）10 時までに、参加者宛に E メールで通知する。

10. 結果通知

令和6年5月14日（火）以降に、担当者宛に電子メールで連絡する。

結果の通知後に、資金事情の悪化等により業務の履行が確実にないと認められるとき、また著しく社会的信用を損なう等、受託者として不適切と認められる事情が生じたときは、決定を取り消すことがあります。

11. 提案競技参加の辞退

参加申込後であっても提案競技参加を辞退することができる。その場合は、様式2「提案競技参加辞退届」を令和6年5月8日（水）10時（必着）までに「14. 提出先及び連絡先」に示す住所へ持参または郵送すること。なお、提案を辞退した場合でも、他の案件での入札には一切影響はない。

12. 評価方法及び最優秀提案者の決定方法とその後の手続き

(1) 評価方法及び最優秀提案者の決定方法

資料2「評価項目表」の評価項目により委員会が評価を行い、最も得点の高い提案者を最優秀提案者とする。

最高得点者が複数のときは、その中で技術点が最も高い者を最優秀提案者とする。

複数の最高得点者の技術点同士もまったく同じであるときは、その中で価格点が最も高い者を最優秀提案者とする。

複数の最高得点者の技術点同士も価格点同士もまったく同じであるときは、選定委員の多数決により最優秀提案者を選定する。それでも決しない場合は、委員長が決定する。

(2) 配点

資料2「評価項目表」のとおり

(3) 技術点の最低基準について

技術点については、以下のとおり最低基準を設ける。

技術点が45点（技術点満点の50%以上）に達しないときは、最優秀提案者としな

(4) 価格点について

価格点については、以下のとおりの計算方法で評価する。ただし、小数点以下は第3位を切り捨てる。

$5 \text{ 点} \times (1 - \text{提案価格} / \text{契約上限金額}) = \text{価格点}$

(5) 最優秀提案者決定後の手続き

最優秀提案者と提案内容をもとに、契約内容詳細について合意に達した後、契約締結を行う。なお、契約締結に至らない場合は、次点の提案者と契約交渉を行う。

13. その他

(1) 提案書作成に関する費用については、すべて提案者の負担とする。

(2) 提出された提案書の内容は、契約を締結した際に提案者が責任を持って必ず履行

できる内容とすること。

- (3) 提案書プレゼンテーションに機材・プロジェクター・延長コード等が必要な場合は、提案者側で用意すること。ただし、スクリーンは福岡市で用意する。オンラインで実施する場合は、提案者側に必要な機材等（PC、インターネット環境等）は提案者が準備すること。
- (4) 審査結果の採点内容に関する質問には一切回答しない。
- (5) 本提案競技に関して福岡市が配布した資料を、他の目的のために使用することは禁止する。
- (6) 提出された提案書は、業者選定の事務に限り複製する場合がある。
- (7) 提出物は返却しない。なお、契約に至った場合に活用する他は、業者選定以外の目的で提案者に無断で使用することはない。
- (8) 提案書の著作権は、提案者に帰属する。
- (9) 提案書を含む提出物について、情報公開請求があった場合は、福岡市情報公開条例第7条に掲げる非公開情報を除いて提案書の全部または一部を公開するものとする。
- (10) 提案書提出後において、最優秀提案者の選定までの間は提案書に記載された内容の変更は認めない。ただし、明らかな誤字・脱字などの場合は、この限りではない。
- (11) 契約締結にあたっては、資料4「契約書（案）」により契約書を作成するものとする。
- (12) 本委託業務の全部又は主たる部分を第三者に再委託することは禁止する。やむを得ず一部を再委託する場合は、予め市の承諾を得なければならない。
- (13) 本委託業務の契約に際しては、受託者は契約金額の100分の10以上の契約保証金額を納付しなければならない。ただし、福岡市契約事務規則第25条に該当する場合は、契約保証金を免除することがある。
- (14) 本委託の成果物及び成果物に使用しているデータの著作権は、福岡市に帰属する。福岡市は作成したデータを活用し、自ら、又は受託者や受託者以外の事業者に委託し、修正や再編集などの必要な加工や印刷、他自治体への提供等を行うことができる。ただし提案者等の独自技術の使用等により成果物の改変等ができない場合は、提案書に記載すること。
- (15) 条件を満たさない提案を行った場合、提出書類に虚偽があった場合、選定委員等に対する不正な行為が認められた場合又は事業推進に必要な手続きを行わない場合は、失格とすることがある。

14. 提出先及び連絡先

〒810-8620 福岡市中央区天神1丁目8番1号 福岡市役所8階
福岡市総務企画局DX戦略部サービスデザイン課
電話番号: (092) 711-4105 (直通)
電子メール: servicedesign.GAPB@city.fukuoka.lg.jp